

## 船舶事故調査報告書

平成29年6月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年5月28日 07時55分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市鼠ヶ関港 鼠ヶ関港東防波堤灯台から真方位091° 330m付近 （概位 北緯38° 33.7′ 東経139° 32.8′）
事故の概要	漁船昭栄丸は、着岸作業中、甲板員1人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年8月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 昭栄丸、14トン YM2-1081（漁船登録番号）、個人所有 16.79m（Lr）×4.57m×1.65m、FRP ディーゼル機関、588.4kW、平成16年7月13日 第211-17416号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年5月19日 免許証交付日 平成27年9月14日 （平成33年9月4日まで有効） 甲板員 男性 37歳 海技免状等 なし
死傷者等	重傷 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、平成28年5月28日07時45分ごろ、上架していた鼠ヶ関港内の船揚場から下ろされ、船長及び甲板員1人が乗り組み、付近の岸壁に左舷着けする作業を開始した。 船長は、本船の左舷船尾を岸壁に接近させ、船尾係船索の一端を左舷船尾のビットに掛け、同係船索を持って岸壁に降り、その他端を岸壁のビットに取った後、岸壁上を船首方向に移動した。 船長は、甲板員から船首係船索の一端を受け取って岸壁のビットに

取った後、甲板員にウインドラスを使用して同係船索を巻くように指示した。(写真1参照)

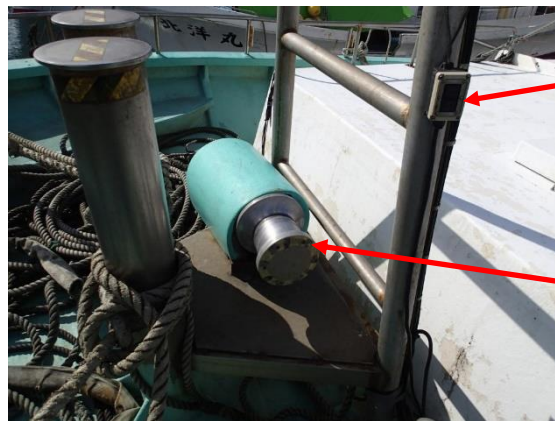


写真1 前部甲板の中央部

本船は、甲板員が、船首係船索を巻き付けたウインドラスのローラを回転させ、同係船索を巻いていたところ逆巻き状態（ローラ部で前に巻かれた索に後から巻かれる索が重なってしまうこと）となり、左舷船首部の岸壁への接近速度が速まった。

甲板員は、パニック状態となり、07時55分ごろ、逆巻き状態を直そうと回転中のローラに巻かれた船首係船索に左手で触れたところ、同索に左手指を巻き込まれた。

船長は、岸壁上から甲板員の作業状況を見ていて甲板員の作業姿勢が通常と違っているのを不審に思い、ストップの指示をしようと思っていたところ、甲板員の悲鳴を聞き、甲板員から指を切断した旨の報告があった。

甲板員は、船長が要請した救急車で病院に搬送され、左手中指及び環指の先端部切断と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

#### その他の事項

船首係船索は、直径約20mm、長さ約15mであった。

ウインドラスは、電動式で、ローラが時計回りに一定速度で回転するものであった。

ウインドラスは、過負荷がかかった場合に電源供給が遮断される配線用遮断器（ブレーカー）を備えており、本事故直後、本船の左舷船首部が岸壁に接触し、ブレーカーが作動して停止した。

船長は、本事故後、ローラに巻かれた船首係船索の状況を見て、同係船索同士が噛んでローラに幾重に巻き取られ、巻取速度が速まったものと思った。

甲板員は、漁業就業準備研修を1年間受けた後、他の漁船に1年間乗船し、約1年半前から本船に乗り組んでいた。

本船は、ふだん、船長、甲板員及び経験の長い他の甲板員1人の3人で乗船していたが、本事故当時、他の甲板員が船揚場の片付けをしていた。

	<p>甲板員は、ふだん、他の甲板員がウインドラスを操作しているのを近くで見えていたが、1人でウインドラスの操作を行うのが2回目であった。</p> <p>甲板員は、船首係船索が予想以上の速さで引かれて岸壁への接近速度を速いと感じ、何とかしなければと思った。</p> <p>甲板員は、本事故当時、ジャンパー及びズボンを着用し、滑り止めが付いた軍手を両手に着用していた。</p> <p>船長は、甲板員が、2年以上の乗船経験があったので、回転しているローラ等に手で触れるようなことはしないと思っていた。</p> <p>船長は、ふだん、甲板員に対し、油圧式の漁労機器にはできるだけ触らないように注意を与えていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、鼠ヶ関港において着岸作業中、甲板員が、回転するウインドラスのローラに巻き付けた船首係船索が逆巻き状態となった際、逆巻き状態を直そうとローラに巻かれた同係船索に左手で触れたことから、同係船索に左手指を巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員は、ウインドラスの操作に不慣れであったこと、及び船首係船索が逆巻き状態となって左舷船首部の岸壁への接近速度が速まり、気が動転したことから、逆巻き状態を直そうと同係船索に左手で触れた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、鼠ヶ関港において着岸作業中、甲板員が、回転するウインドラスのローラに巻き付けた船首係船索が逆巻き状態となった際、逆巻き状態を直そうとローラに巻かれた同係船索に左手で触れたため、同係船索に左手指を巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回転中のローラ等に手を触れないこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

